

# 平成19年第4回防府市議会臨時会会議録（その1）

平成19年11月26日（月曜日）

## 議事日程

平成19年11月26日（月曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 市長行政報告
- 5 認定第 2号 平成18年度決算の認定について  
(一般・特別会計決算特別委員会委員長報告)
- 6 報告第33号 専決処分の報告について  
報告第34号 専決処分の報告について
- 7 議案第75号 職員の給与に関する条例中改正について
- 8 議案第76号 平成19年度防府市一般会計補正予算（第3号）  
議案第77号 平成19年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第78号 平成19年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第79号 平成19年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第80号 平成19年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第81号 平成19年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第82号 平成19年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第83号 平成19年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1番 河 杉 憲 二 君

2番 藤 本 和 久 君

3番	山根祐二君	4番	斉藤旭君
5番	横田和雄君	6番	弘中正俊君
7番	木村一彦君	8番	重川恭年君
9番	松村学君	10番	伊藤央君
11番	原田洋介君	12番	大村崇治君
13番	三原昭治君	14番	山本久江君
15番	平田豊民君	17番	藤野文彦君
18番	高砂朋子君	19番	安藤二郎君
20番	今津誠一君	21番	河村龍夫君
22番	久保玄爾君	23番	山下和明君
24番	馬野昭彦君	25番	深田慎治君
26番	山田如仙君	27番	中司実君
28番	田中健次君	29番	佐鹿博敏君
30番	行重延昭君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	柳博之君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	理事	島本正輝君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	阿部勝正君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君	監査委員	平田豊民君

事務局職員出席者

議会事務局長	中村武文君	議会事務局次長	徳富健司君
--------	-------	---------	-------

午前 10 時 開会

議長（行重 延昭君） ただいまから平成 19 年第 4 回防府市議会臨時会を開会いたします。

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。3 番、山根議員、4 番、斉藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

#### 会期の決定

議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

#### 市長行政報告

議長（行重 延昭君） これより市長行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 防府市土地開発公社の債務解消について御報告申し上げます。

防府市土地開発公社が保有しておりました中心市街地に存する公有地につきましては、既に御報告いたしておりますように、防府駅みなとぐち広場用地については株式会社原弘産を代表とするグループに対して 8 億 3,140 万円で、市街地再開発事業用地西区については株式会社穴吹工務店及びアールシーエフ有限会社を構成員とするグループに対して 3 億 8,210 万円で売却し、今月 16 日、土地売却代金合わせて 12 億 1,350 万円の金額が納付されました。

また、この売却代金をもちまして、金融機関からの長期借入金の全額を返済いたしましたところでございます。これによりまして、土地開発公社の債務がすべて解消いたしましたので、公社経営の健全性の確保、ひいては本市財政のより一層の健全化に資するものと考え

ております。

しかし、このたびの売却におきましては、防府駅みなとぐち広場用地については1億2,800万円余りの売却益が生じておりますが、市街地再開発事業用地西区については2億円余りの売却損が発生いたしております。今後、今回の売却損が生じた要因につきまして調査、検証してまいりたいと存じます。

続きまして、平成7年より防府競輪場にファンサービスの一環として設置しております自動湯茶接待機に使用のお茶原液等の契約について御報告申し上げます。

去る10月15日及び18日の一般・特別会計決算特別委員会で御指摘のありましたお茶原液等の随意契約による購入についてでございますが、これは湯茶サービスを開始した平成7年12月から取引が始まったもので、平成7年度は購入予定額が約34万円の見込みであったため、地方自治法施行令及び防府市財務規則の規定に従って、市外業者を含む複数業者で見積り合せを行い、その結果、市内業者1者と随意契約いたしました。

翌年度の平成8年度から平成11年度までの間につきましては、購入予定額が防府市財務規則に定める80万円を超過していたにもかかわらず、前年度と同様に市外業者を含めた見積り合せによる随意契約を行ってございましたが、本来は指名競争入札に付すべきものであり、当時の対応について遺憾に思っているところでございます。

私が市長に就任した平成10年6月以降、市議会、商工会議所等の各界から、地場産業及び市内中小業者の育成についての重要性が叫ばれ、陳情等もお受けしたことから、平成12年度に業者選定要綱を改正し、「市内業者優先」の方針により、市内の登録業者を対象に入札参加を依頼いたしましたが、お茶の原液という特殊な商品のため、調達できる業者が1者しかなく、指名競争入札が成立しなかったことから、契約の性質または目的が競争入札に適さないとの判断により、地方自治法施行令第167条の2の規定を適用し、1者による随意契約を行ったものでございます。

このことは、要綱の「市内業者優先」という留意事項に従って随意契約を行ったところではございますが、市外業者を含めて、地方自治法施行令第167条に規定する指名競争入札に付すべきものでございました。

これらのことは、市長就任以前の平成8年度当初から、役所仕事の悪習とも言うべき前例踏襲により行ったもので、その判断において思慮が足らなかったものであり、契約締結の方法が不適切であったと、市政の最高責任者としてその責任を痛感し、反省しているところでございます。

今後の入札・契約の執行に当たりましては、より一層の公正性、透明性、競争性に留意してまいるとともに、現在行っている1者との契約については、合意の上、解除するべく

相手方と交渉に入りたいと考えております。

なお、競輪場の湯茶サービスにつきましては、現在の自動湯茶接待機が耐用年数を過ぎ、老朽化しておりますので、廃止も含め、あらゆる角度から検討してまいりたいと考えております。

今後も市民の皆様から信頼される市政運営に努め、市政の発展に努めてまいりたいと存じますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告を終わります。

議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質疑がございましたら、お願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、市長行政報告を終わります。

認定第2号平成18年度決算の認定について

（一般・特別会計決算特別委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 認定第2号を議題といたします。本件については、さきの9月定例会で上程され、一般・特別会計決算特別委員会に付託の上、閉会中に審査をいただきましたので、委員長の報告を求めます。伊藤特別委員長。

〔一般・特別会計決算特別委員会委員長 伊藤 央君 登壇〕

10番（伊藤 央君） 認定第2号平成18年度決算の認定につきまして、去る10月15日、16日、17日、18日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本決算の認定につきましては、決算書並びに成果報告書を参考にしながら、各会計ごとにその執行状況等について審査を行ったものでございます。

初めに、一般会計決算の概要について申し上げます。

予算現額365億1,071万125円に対して、収入済額は358億7,012万9,399円、支出済額は346億8,226万9,473円となり、歳入歳出差引額は11億8,785万9,926円の歳入増となっておりますが、繰越明許費として翌年度へ繰り越すべき財源、1億6,197万337円を控除した実質収支は、10億2,588万9,589円の黒字決算となっております。

次に特別会計の概要につきましては、設置されている11会計のうち、歳入歳出差引額を翌年度へ繰り越しているものが5会計、歳入・歳出額が同額となっているものが3会計、差引歳入不足額を翌年度歳入の繰上充用金をもって補てんされているものが3会計となっております。

それでは、主な質疑・要望等につきまして、各常任委員会所管ごとに御報告を申し上げます。

まず、総務委員会所管につきまして御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「経常収支比率が上昇していることについて、どう考えるのか」との質疑に対し、「ルルサスの委託料等で物件費が高騰したために、昨年度と比べて経常収支比率のポイントが上がっており、今後、経営改善し、効率的な運営に努めます。また、将来の廃棄物処理施設の建設に当たっては、PFI方式を考えており、ランニングコストも含め、トータル的に経費がかからないよう、努力してまいります」との答弁がございました。

また、「18年度の差し押さえ件数と対象額及びその動向はどうか」との質疑に対し、「執行件数は230件で、差し押さえ対象滞納額の合計額は約5,100万円となっています。年々、件数は増えていますが、対象金額は減少傾向となっています」との答弁がございました。

これに対し、「勤労者や年金生活者に対する差し押さえも増えていると見受けるが、本人の状況を十分に把握した上で行っていただきたい」との要望がございました。

また、「市民活動団体が自主的に事業をする場合の支援メニューを今後、検討していただきたい」との要望がございました。

次に、教育民生委員会所管につきまして御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「小中学校の就学援助の件数の推移は、どうなっているのか」との質疑に対し、「就学援助の実績は、小学校では平成17年度は1,484人、平成18年度は1,450人、平成19年度は9月30日現在で、1,321人となっております。

中学校では、平成17年度は660人、平成18年度は681人、平成19年度は678人となっております」との答弁がございました。

これに対し、「就学援助の支給基準は、生活保護基準の1.3倍となっており、生活保護の支給額が引き下がると、これに伴い就学援助の支給基準も下がるので、就学援助の支給基準を上げるよう、検討していただきたい」との要望がございました。

また、「平成18年度から障害者自立支援法が施行されたことにより、障害者福祉に関する支出はどれくらい減ったのか」との質疑に対し、「障害者福祉の平成18年度支出額は、前年度と比較して、決算ベースで約1億円減っております」との答弁がございました。

これに対し、「利用者は1割が自己負担になる施設においては報酬の計算が日額になり、実質上の報酬が下がるなど、運営に困難を来していると聞いていますので、市としても、

制度の見直しをするように、国に対して強く要望していただきたい」との要望がございました。

次に、経済委員会所管につきまして御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「防府市中小企業振興資金貸付金の不要額がかなり出ているが、その理由は何か」との質疑に対し、「防府市中小企業振興資金貸付金につきましては、銀行等の貸付制度が市の貸付制度とは異なり、審査会なしで手軽に借りることができるなどの理由により、事業者が銀行等の貸付を利用されるため、市の貸付の利用者が減少したためです。市の貸付といたしましては、審査会を行い、信用保証協会が保証書を交付しております。また、商工会議所を窓口にするにより、経営指導を受けていただくことができ、長期的な事業計画等々を見ることができますので、今の制度で進めてまいりたいと考えています」との答弁がございました。

また、「農水産業、商工業に対して各種補助金が出されておりますが、交付先に対して費用対効果を検証する意味での報告を受けているのか」との質疑に対し、「補助金を交付するには、当初、事業計画を提出していただき、その計画に基づいて事業を進められ、年度末には事業実績を提出していただいております。これを検証・精査した上で補助金を交付いたしますので、費用対効果については、事業がいかに補助金を交付されて有効に進められているのか、ということを検証する機会を常に持っております」との答弁がございました。

次に、建設委員会所管事項につきまして御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「市営住宅は多くが老朽化し、関係者からの修繕の要望が多い。それらすべての要望に十分な対応ができているのか」との質疑に対し、「費用が高額になる場合には工事として施工しております。市で修繕できるものについては、ほぼ要望に対応できております」との答弁がございました。

また、「市道の除草についても、市民からの要望が多いため、できる限りの対応をお願いしたい」との要望もございました。

続きまして、各特別会計決算でございますが、まず、競輪事業特別会計決算の審査の過程におきまして、「ファンサービスのために設置している自動湯茶接待機に使用する紙コップとお茶の原液の契約について、別々にできなかったのか。また、これらの納入について、1者での随意契約となっているが、経緯はどうか」との質疑に対し、「紙コップとお茶の原液は、ほぼ同時期になくなるため事務効率や運搬費等の経費の面から一緒に購入した方が得策と考え、セットで購入しております。また、お茶の原液は、特殊なもので、大阪のメーカー1者と、市内では1業者のみが取り扱っており、平成12年当時、物品調達

の場合には、地場産業及び市内中小企業の育成から、市内業者の優先が要綱で示されたので、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号の規定に基づき、市内業者との随意契約といたしました。

また、特殊な物品のため、他の市内業者が扱っておらず、見積書を提出させがたいので、財務規則第105条第1項6号により、見積り合せを省略しております。

今後は、物品調達における競争性、透明性にかんがみ、契約方法やお茶のサービスのあり方など、さまざまな角度から検討いたします」との答弁がございました。

これに対し、「入札等の参加者選定に係る要綱は、財務規則第100条に基づく要綱であり、指名競争入札の参加者の選定において市内業者を優先するとしていますが、次の財務規則第101条で指名競争入札に参加する者をなるべく3人以上指名すべきとし、財務規則第103条では物品の買い入れで、予定価格が80万円を超えるものの随意契約はできないとしています。にもかかわらず、財務規則第100条に基づく要綱を根拠に、市内1者と随意契約することは、財務規則に沿わないと考えられる。取扱業者が市内に1者しかない場合は、県内、県外へと枠を広げ、競争性を保てるような契約をすべきで、また、市長が関係する会社との契約でもあり、もっと慎重に契約を進める必要があった」との指摘がございました。

次に、国民健康保険事業特別会計決算の審査の過程におきまして、「平成18年度の保険料は、医療分は据え置きで、介護分が値上げされているが、これにより保険料の負担はどうなったのか」との質疑に対し、「1人当たり年間保険料は8万3,279円となり、前年に比べ1,322円上がりました。また、1世帯当たりでは395円の増加となっております」との答弁がございました。

また、「資格証明書を発行すると医療機関を受診しにくくなるので、安易に資格証明書を発行するのではなく、短期証明書を繰り返しながら、保険料の納付を指導していただきたい」との要望がございました。

次に、索道事業特別会計決算の審査の過程におきまして、「索道の維持管理で毎年の定期検査に必要な経費は幾らなのか。また、定期検査はどこに委託されているのか」との質疑に対し、「毎年の定期検査に必要な経費としては、1年検査が89万円で、東京索道株式会社に委託しております。そのほか、メインロープの検査が3年に1回、ゴンドラの検査が5年に1回などがございます」との答弁がございました。

次に、公共下水道事業特別会計決算の審査の過程におきまして、「下水道事業自体の赤字幅は減少しているものの、平成18年度末の市債の借入残高は200億円を超える額となっている。今後の借入残高の増大や経営の見通しについて、どのように考えているの



か」との質疑に対し、「下水道事業は先行投資型の事業で、事業実施により借入残高は増加してまいります、累積赤字解消後は、一般会計からの繰入額も減額可能であると考えております。また、起債の元利償還金の伸び率が使用料の伸び率以下であれば、順調に経営は推移すると考えております」との答弁がございました。

次に、介護保険事業特別会計決算の審査の過程におきまして、「前年度に比べて1億1,300万円余り歳出が減っているが要因は何か」との質疑に対し、「歳出の減った大きなものは、施設の療養型が60床減ったことと、介護保険の改正に伴って介護報酬の減によるものです。要介護1が、要支援1、要支援2という形になって、限度額が下がったことによるものが大きな要因です」との答弁がございました。

なお、と場事業、青果市場事業、同和地区住宅資金貸付事業、駐車場事業、交通災害共済事業、老人保健事業、各会計決算につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

審査を尽くしたところで、認定についてお諮りいたしましたところ、「一般会計において、税制改革により定率減税の廃止や高齢者への負担が増加したこと、国民を戦争に動員することを目的とした国民保護法関連の予算が執行されていること、75歳以上の高齢者により重い負担を押し付け、これら的高齢者を実質上、医療保険制度から排除する後期高齢者医療制度の創設に関連する予算が執行されていること、生活保護の母子加算や老齢加算の段階的廃止など、国の福祉縮減政策がそのまま執行されているとともに、防府市福祉年金の削減など、市独自の施策も後退していること、行政改革の名のもとに祝日のごみ収集が廃止されるなど、市民サービスが縮減されたこと、及び民間委託の推進や新たな指定管理者制度が導入されたこと、消費税が使用料に上乗せされていること、庁内の主だった部署における来客接待用のお茶の納入の大半が市長の関係する会社であり、その額も増えていること。次に、競輪事業特別会計においても、競輪局へのお茶の納入が、同社と1者随意契約で行われ、見積り合せが行われていないなど、契約に至る過程が極めて不明朗であること、市の財務規則第103条で財産の買い入れは、80万円を超えるものについては、随意契約ができないと書かれているにもかかわらず、財務規則第100条に基づく要綱中の市内業者優先を根拠にお茶を購入していること。次に、国民健康保険事業特別会計において、介護分の保険料が値上げされ、市民の負担増となっていること。次に、介護保険事業特別会計において、65歳以上の第1号被保険者の保険料が値上げされ、高齢者に大きな負担を押し付けていること、また、索道事業、と場事業、青果市場事業、公共下水道事業及び駐車場事業特別会計において、一般会計で申し上げた消費税が使用料等に上乗せされていること」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成少数

により、不承認とした次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（行重 延昭君） ただいまの一般・特別会計決算特別委員長の報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。9番、松村議員。

9番（松村 学君） 平成18年度一般会計・特別会計決算の認定について、明政会としては承認しがたい旨、討論いたします。

1点目として、競輪事業特別会計において、市長自身の会社である株式会社松うらと財務規則規定を大幅に超える金額で紙コップとお茶の原液の随意契約を結んでいたこと、また、11月22日には市民からも株式会社松うらとの随意契約問題に対する損害賠償を請求する内容の住民監査請求が提出されるなど、市民から市政への不信感を募らせています。

2点目として、事務の簡素化という行政改革の名のもとに、庁内のお茶の購入方法を随意契約とし、78%が株式会社松うらでほぼ独占状態になっており、お茶の購入費も入札を実施していたころと比べ、結果的には増額している状況になっています。

3点目として、市斎場においては、湯茶の準備を含む施設の管理を民間業者に委託しているにもかかわらず、待合室に株式会社松うらのお茶の葉を市が提供している。

以上のことについて、多くの市民の方から、「行政改革や財源不足という理由で、地域の要望もなかなか取り上げてもらえない」、「防府が単独で生き残れるため、我々も痛みを耐えて頑張っている中で、なぜこのようなことが市でまかり通るのか」、「各業界の方では低入札や受注件数の減少で、みんながあすをも知れない状態で頑張っている中、市長さんの会社は特別なのか」など、多数の批判の声が至るところから聞こえてきます。

それに対して、市長自身が取締役会長を辞任し、今後の対応については報道等でも御説明されましたが、肝心の今までの経緯と実態が全く明らかになっていないわけであります。

全国的に政治と金の問題について議論が絶えない中、道義的、政治倫理のもと、情報公開責任があるわけですから、関係書類等を添え、広く市民に市長自身が事実を明らかにし、どのように考え、どのように対処していくのか、説明する責任があります。

また、そうしない限り、この問題の火は消えることはありません。後段、市長への御指摘も申し添え、不承認の態度を表明いたします。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 認定第2号の決算の認定については、反対の態度を表明いたします。

まず、当初予算の審議の際に反対をしていた予算が執行されていることであります。

一般会計では、国の政策ではありますが、税制改正により、65歳以上の高齢者に大きな負担が強いられていること、有事法制に基づく国民保護協議会の設置、障害者自立支援法による応益負担、行政改革の中での民間委託の推進や、新たな指定管理者制度の導入など、問題があるものであります。さらに憲法のいう、応能負担原則から消費税を使用料等に上乗せすることは問題があります。

国保特別会計では、介護分について、平等割額、均等割額、所得割率及び限度額を引き上げたものとなっており、認めがたいものであります。

介護保険では、第1号介護保険料を約9%引き上げ、基準額で月額4,079円にする内容としたもので、介護保険そのものが低所得者に負担を強い、逆に高所得者層の負担を軽減するなど、応能による福祉制度を根底から変えるものであり、反対であります。

このほか、索道、と場、青果市場、公共下水道、駐車場については、一般会計で述べた消費税が賦課されており、問題があります。

次に、予算執行の点から競輪会計において、財務規則に反する予算の執行がなされていることを指摘せざるを得ません。市財務規則では、第103条で財産の買い入れについては80万円を超えるものは随意契約ができないにもかかわらず、ファンサービスの自動給茶機のお茶原液と紙コップを随意契約していたことは、財務規則に反するものです。

決算特別委員会では、業者選定要綱により市内企業を優先したものであり、問題がないかのような答弁に終始しておりましたが、先ほどの市長行政報告でその誤りを認められたことは評価をいたしますが、問題があった運用であることを指摘させていただきます。

また、不認定の理由とはしませんが、特筆すべき指摘事項として、偽装請負の問題があります。9月議会の一般質問で指摘した給食センターのほかに、一般会計では図書館の貸出返却業務、公営施設管理公社による道路の補修、火葬場「悠久苑」、索道会計でのロープウェイの運転員とガイド、介護保険会計での包括支援センターの委託職員の5点については、審議の中で指摘しましたが、偽装請負の状況であり、来年度の予算策定時には是正されるべきとの意見を申し述べておきます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 日本共産党は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計及び競輪事業特別会計の決算を認定しがたい旨、討論をしたいと思っております。

まず一般会計では、国民を戦争に動員することを目的とした国民保護法の関連の予算が執行されていること。さらには、従来はほとんどの障害者が無料で受けられていたサービ

スの利用料を1割負担とし、障害の重い人ほど大きな負担を強いると同時に、障害者を受け入れる施設の報酬を引き下げて、経営を困難に陥れている障害者自立支援法関連の予算が執行されていること。さらには、75歳以上の高齢者により重い負担を押し付け、これら的高齢者を実質上、医療保険制度から排除する後期高齢者医療制度の創設に関連する予算が執行されていること。さらには、生活保護の母子加算や老齢加算の段階的廃止など、国の福祉縮減策がそのまま実行されているとともに、防府市福祉年金の削減など、市独自の施策も後退していること。さらには、行政改革の名のもとに、祝日のごみ収集が廃止されるなど、市民サービスが縮減されていること等々であります。

また特別会計では、国民健康保険事業特別会計で介護分の保険料が値上げされていること。介護保険事業特別会計では、65歳以上の第1号被保険者の保険料が値上げされ、高齢者に大きな負担増を押し付けていること。さらには、競輪事業特別会計では、今回の決算審査で大きな問題となった競輪局へのお茶納入問題で、市長の関係する会社との1者随意契約がこの年度も行われており、見積り合せが行われていないなど、この契約に至る過程が極めて不明瞭であること。

以上であります。

以上の理由により、日本共産党は平成18年度一般会計及び特別会計決算を認定しがたいことを申し述べておきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 24番、馬野議員。

24番（馬野 昭彦君） 認定第2号平成18年度一般会計・特別会計決算認定について、原案承認の立場から討論します。

先ほど市長の行政報告において、平成7年12月から競輪場に設置している自動湯茶接待機用お茶等の購入の件について説明がございました。その中で、平成12年度から18年度までの随意契約については、当時商工会議所をはじめ各界から、市内業者育成の要望を受け改正した業者選定要綱により、市内の登録業者に指名参加を依頼したが、お茶の原液という特殊な商品を調達することができたのは1者であり、指名競争入札が成立しなかったことから、1者による随意契約を行ったとのことでした。

本来は市内業者だけでなく、市外業者も含めた指名競争入札を実施すべきであったことに対しては、市長も市政の最高責任者としての責任を痛感しているとのことでした。しかしながら、契約そのものは有効に成立しているため、防府市は債務を履行する義務があり、その債務を履行したこと自体は何ら問題ないと思っております。

今後につきましては、現在契約している業者と合意解除すべく交渉に入りたいとのことであり、公平性、透明性、競争性という契約の原点に立ち返るとともに、市民の皆様に対

して不信感を与えることのないよう、事務を遂行していただきたいという意見を付して、平成18年度一般会計・特別会計の認定について承認を表明するものでございます。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 原案に対し、賛成の討論をしたいと思います。

地場産業の振興の観点から、物品の調達や請負工事等はできる限り市内業者に選定すべきだというふうに思います。この大前提をもとに判断しなければならないと思います。

お茶を納入できる市内業者は数者ありますが、自動湯茶接待機用のお茶の原液を納入できる市内業者は1者だけと聞いております。1者だけでは競争入札にならず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約は合法だと判断します。

しかしながら、結果的には随意契約と同じことになりませんが、市内業者に限定した指名競争入札の手続を省略したのは問題で、改善すべきだと思います。この手続上のミスが、一生懸命働いた職員の実績を否定するのではない、いや否定してはならないと判断します。

なお、先ほど市長より自動湯茶接待機の老朽化もあり、湯茶のサービスをやめることも視野に入れ、検討したいという行政報告がありましたが、御承知のように競輪事業は競輪ファンの車券購入費の一部、入場料等を収入源として経営されており、一般市民の税金は使われておりません。問うべきは、一般市民ではなく競輪ファンの心だと思います。形は変わっても、このようなサービスは継続すべきだと思います。

以上で、賛成討論を終わります。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 認定第2号平成18年度決算の認定について、反対の立場で、公明党を代表して申し上げます。

平成18年度一般・特別会計決算委員会での委員長報告がありましたが、同委員会で議論の焦点となった、競輪場のファンサービスとして設置した自動湯茶機用のお茶と紙コップ、平成18年度の納入金額は362万8,800円を市長が関係する会社と契約していたことについて報告がされました。

今日までの経緯説明からすれば、平成8年度から平成11年度については、地方自治法施行令第167条の2の第1項の第1号で随意契約としていたが、防府市財務規則では80万円を超えるものは指名競争入札を定められていることから、競輪局側に判断のミスがあったことが確認されたところであります。

しかし、平成12年度から当株式会社との随意契約については、同施行令第167条の2の第1項の第2号を引用し、競争相手がいないことで、市の考えは同施行令を優先する形をとってこられました。防府市財務規則で定めているよう、80万円を超えるものは

指名競争入札すべきで、競争性のないものにしてきたこと、また一業者が長年随意契約にあったこと、そうした事柄、対応については市民に理解得がたいと思われま

す。また、防府市物品調達等に係る指名競争入札等における要綱は、防府市財務規則第100条の指名競争入札に基づくものであり、同要綱の指名する場合の基準、第12条の7項に地場産業及び市内中小企業の育成から、市内業者で履行可能な物品調達等は、原則として市内業者を指名すること。ただし、市内業者では履行できない場合及び特別の事情がある場合はこの限りではないと定めてありますが、この部分を引用して随意契約に持ち込むことは到底理解できるものではありません。例えば、市内の登録業者で指名競争入札が成立しないものであれば、市外、県外を含め、競争性を保つことが適正な執行と考えま

す。さきの決算特別委員会では、この件について説明が不十分であり、疑問が残ったことは残念なことであります。この件については、事務方の契約方法に誤った認識、判断がされてきたことは、事務方に責任、問題があると言っても過言ではないと思いま

す。また、松浦市長の会社がこうした契約にあったことは、市民に何らかの疑問を与えたことは言うまでもございませ

ん。改善策として、競輪局も湯茶機については来年度以降見直す考えを示され、松浦市長も会社役員を辞任され、先ほどの行政報告でも、今までの対応に対し責任者として反省しているといった報告がされ、理解できる点もありますが、しかし一括採決とすることとなっておりま

すので、申し上げます。平成18年度の一般会計、他の特別会計10件については適正に執行されておりますが、競輪事業特別会計において、前段申しましたように、指名競争入札すべきものを競争性のないものにして

いることは、市民の理解を得ることはできないと判断し、平成18年度決算の認定に反対の意を表明いたしま

す。議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件に対する委員長報告は不承認であり、反対の意見もありますので、原案について起立による採決といたしま

す。認定第2号については、原案のとおりこれを認定することに賛成の議員の起立を求めま

す。〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、認定第2号については、これを不認定とすることに決しました。

報告第33号専決処分の報告について

報告第34号専決処分の報告について

議長（行重 延昭君） 報告第33号及び報告第34号の2議案を一括議題といたしま

す。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第33号及び報告第34号の専決処分の報告について一括して御説明申し上げます。

本案は、いずれも議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

まず、報告第33号でございますが、平成19年4月18日午前9時20分ごろ、財団法人防府市公営施設管理公社職員が公園用務のため運転許可を受けた市所有車両で市道堀口中関線を西へ進行中、大字新田1304番の交差点において、市道堀口中関線へ右折しようとして進行してきた相手方の車両と接触し、双方の車両が破損したものでございます。

車両の修理も完了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

次に、報告第34号でございますが、平成19年8月10日午後1時30分ごろ、クリーンセンター職員が可燃ごみを収集するため、西田中県営住宅敷地内で作業中、車両をセーフティーフェンスに接触させて、破損させたものでございます。

フェンスの修理も完了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

なお、職員等の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意を促しておりますが、今後、交通安全指導をより徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。9番、松村議員。

9番（松村 学君） 毎回申し上げておりますが、職員の交通事故というのは、本当に、毎年本当多いなと思います。ちょっと総務部長さんにお尋ねしたいんですが、ここ3年ぐらいの経緯で、大体年間どれぐらいの事故が発生しているのか。それと、その損害額に対してどれだけの金額を市から出してらっしゃるのか。その辺について、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 今、御質問でございますが、申しわけございませんが、件数と金額は今の時点では、ここではちょっと把握いたしておりません。また機会がありましたら御報告をさせていただきます。

議長（行重 延昭君） 9番、松村議員。

9番（松村 学君） かなりの金額じゃないかなと私は思うんですね。それは総務部長さん自身も認識されていると思いますけども。以前も何かいろいろと市の方でも、いろいろ対応策を考えておるといことでございますけど、一向に減ることはなく、逆に増えているんじゃないかなというふうな気もしないでもありません。

徹底的に抜本的な対策、例えば月1の安全講習会をやるとか、やっぱり民間企業さんというのは、みんな、安全よしで1日のスタートをしていらっしゃるわけですから、そういうような作業を市としてはやっぱりやっていただきたい。その辺だけ要望して、一応終わります。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 報告33号については、事故の概要のところを見ますと、財団法人防府市公営施設管理公社職員というふうに書いてありますけれども、市の職員でない、財団法人、これは市の出資法人でありますけれども、市の職員でない者が借りるときに、車は、これは無償で貸しているのか、ガソリン代等は市の負担になっておるのか、その辺の関係についてお教え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 公営施設管理公社には、樹木等の委託をしておる中で、市の公用車を貸し出してあります。ガソリン等につきましてですが、ちょっとすみませんが、ガソリン等につきましては把握してませんので、またお知らせしたいと思いません。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 車を借りるときのそういったレンタル料金のようなものは市の方がもらっているのかどうか、それについて。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 公社で委託を出しておりますから、先ほどのガソリン等につきましては、委託料の中で当然入っているというふうに思っております。また、レンタル料についてはいただいておりません。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） ガソリン代が出れば、その問題は、ガソリン代のものはいわけですけれども、いわゆるこういうような形をとるものが、実態的には労働者の派遣であって、請負の形式をとるけれども、きちっとした請負の条件、厚生労働省の告示37号というものがあるわけですけれども、そういうときに自前ですべて調達する必要は



ないけれども、借りる場合にはきちっとした貸借契約を結ぶと、こういったことが告示 37号に述べられておるわけで、これがいわゆる、先ほど決算のときにも指摘した偽装請負の形になるということだということ指摘したいと思います。

そういう意味で、先ほど決算のときには、この公園の管理業務、主に花木センターの關係の職員ということになるでしょうけれども、それについてもやはり是正をしていただくように要望しておきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第33号及び報告第34号を終わります。

議案第75号職員の給与に関する条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第75号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第75号職員の給与に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、職員の給与の改定についてお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておるとおりでございますが、国家公務員の給与改定の方針に準じ、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の改定及び若年層に限定した給料月額を引き上げを本年4月1日にさかのぼり適用し、本年12月に支給する勤勉手当を0.05月分増額するとともに、来年度以降の勤勉手当につきましても、支給割合を変更しようとするものでございます。

なお、この改正に伴う所要額につきましては、別途補正予算をお願いいたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第75号については、原案のとおり可決されました。

議案第76号平成19年度防府市一般会計補正予算（第3号）

議案第77号平成19年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

議案第78号平成19年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第79号平成19年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第80号平成19年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第81号平成19年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第82号平成19年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）

議案第83号平成19年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（行重 延昭君） 議案第76号から議案第83号までの8議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長（嘉村 悦男君） 議案第76号から議案第83号までの8議案について一括して御説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたしておりますのは、一般会計をはじめ、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、索道事業特別会計、青果市場事業特別会計、公共下水道事業特別会計、交通災害共済事業特別会計、介護保険事業特別会計の計8会計でございます。

ただいま議案第75号で議決いただきました職員の給与改定及び職員数の変動等に伴います、給料、職員手当、共済費等の補正をお願いいたすものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております8議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号から議案第83号までの8議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第76号から議案第83号までの8議案については、原案のとおり可決されました。

議長（行重 延昭君） 以上で、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成19年第4回防府市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年11月26日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 根 祐 二

防府市議会議員 齊 藤 旭